

# 建築工事標準単価積算基準

## 【新旧対照表】

令和6年10月版

静岡県

改定後

表 3-1-1 建築工事

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
建 築 工 事	仮 設	20～30%	労、雑	
	土 工	20～30%	労、雑	
	地 業	20～30%	労、雑	
	鉄 筋	20～30%	労、雑	
	コンクリート	20～30%	労、雑	
	型 枠	18～26%	材、労、雑	
	鉄 骨	20～30%	労、雑	
	既製コンクリート	15～23%	材、労	材にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
	防 水	15～23%	材、労、雑	
	石	16～24%	労	
	タイル	16～24%	材、労	材にセメント、細骨材は含めない
	木 工	20～30%	労	
	屋根及びとい	15～23%	材、労、雑	
	金 属	16～24%	材、労	
	左 官	19～27%	労	
	建 具建具取付	16～24%	労	
	建 具ガラス	15～23%	材、労	
	塗 装	18～26%	材、労、雑	
	内外装	15～23%	材、労、雑	材にセメント、細骨材は含めない
	仕上ユニット	20～30%	労	
	排水	18～26%	材、労、雑	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない
	構内舗装	18～26%	材、労、雑	
	植栽樹木費以外	18～26%	材、労、雑	材に芝を含む
	植栽樹木費	上記決定率×0.7	材	材に地被類を含む
撤 去	20～30%	労、雑		
外 壁 改 修	20～30%	労		
とりこわし	20～30%	労、雑		

注 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2. 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処置を含むものとする。

3. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

改定前

表 3-1-1 建築工事

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
建 築 工 事	仮 設	20～30%	労、雑	
	土 工	20～30%	労、雑	
	地 業	20～30%	労、雑	
	鉄 筋	20～30%	労、雑	
	コンクリート	20～30%	労、雑	
	型 枠	18～26%	材、労、雑	
	鉄 骨	20～30%	労、雑	
	既製コンクリート	15～23%	材、労	材にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
	防 水	15～23%	材、労、雑	
	石	16～24%	労	
	タイル	16～24%	材、労	材にセメント、細骨材は含めない
	木 工	20～30%	労	
	屋根及びとい	15～23%	材、労、雑	
	金 属	16～24%	材、労	
	左 官	19～27%	労	
	建 具建具取付	16～24%	労	
	建 具ガラス	15～23%	材、労	
	塗 装	18～26%	材、労、雑	
	内外装	15～23%	材、労、雑	材にセメント、細骨材は含めない
	仕上ユニット	20～30%	労	
	排水	18～26%	材、労、雑	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない
	構内舗装	18～26%	材、労、雑	
	植栽樹木費以外	18～26%	材、労、雑	材に芝を含む
	植栽樹木費	上記決定率×0.7	材	材に地被類を含む
撤 去	20～30%	労、雑		
外 壁 改 修	20～30%	労		
とりこわし	20～30%	労、雑		

注 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2. 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処理を含むものとする。

3. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

第 2 編 建築工事

第 1 章 新営工事

本章は、建築物等の新築及び増築に係る建築工事の積算に適用する。

第 1 節 仮 設

(2) 細目工種

※表 A1-1-1～表 A1-1-28 改定なし

表 A1 - 1 -29

災害防止（シート・ネット類）						(掛面積1㎡当たり)
名 称	摘 要	単 位	安全ネット張り (水平張り)	養生シート 張 り	メッシュ シート張り	備 考
安 全 ネット	15mm目防災タイプ	㎡	1.2	—	—	仮設資材賃料
養 生 シ ー ト		㎡	—	1.1	—	
メッシュシート		㎡	—	—	1.1	
修 理 費		式	1	1	1	
と び 工		人	0.023	0.022	0.018	
そ の 他		式	1	1	1	

(注) 1. 表中の施工手間は、掛け65%、払い35%の割合とする。  
2. 「その他」の率対象は、とび工とする。

第 2 編 建築工事

第 1 章 新営工事

本章は、建築物等の新築及び増築に係る建築工事の積算に適用する。

第 1 節 仮 設

(2) 細目工種

※表 A1-1-1～表 A1-1-28 改定なし

表 A1 - 1 -29

災害防止（シート・ネット類）						(掛面積1㎡当たり)
名 称	摘 要	単 位	安全ネット張り (水平張り)	養生シート 張 り	ネット状 養生シート張り	備 考
安 全 ネット	15mm目防災タイプ	㎡	1.2	—	—	仮設資材賃料
養 生 シ ー ト		㎡	—	1.1	—	
ネット状シート		㎡	—	—	1.1	
修 理 費		式	1	1	1	
と び 工		人	0.023	0.022	0.018	
そ の 他		式	1	1	1	

(注) 1. 表中の施工手間は、掛け65%、払い35%の割合とする。  
2. 「その他」の率対象は、とび工とする。

第 2 編 建築工事

第 1 章 新営工事

本章は、建築物等の新築及び増築に係る建築工事の積算に適用する。

第 1 節 仮 設

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

※表 A1-1-1～表 A1-1-33 改定無し

表 A1 - 1 -34

トラック運転 (1日当たり)						
名 称	摘 要	単 位	2t積	4t積	11t積	備 考
運転手 (一般)		人	1.0	1.0	1.0	
燃 料	軽油	L	18.5	26.0	47.3	
機 械 損 料		供用	1.13	1.13	1.13	
そ の 他		式	1	1	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手 (一般) 及び燃料とする。

第 2 編 建築工事

第 1 章 新営工事

本章は、建築物等の新築及び増築に係る建築工事の積算に適用する。

第 1 節 仮 設

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

※表 A1-1-1～表 A1-1-33 改定無し

表 A1 - 1 -34

トラック運転 (1日当たり)						
名 称	摘 要	単 位	2t積	4t積	11t積	備 考
運転手 (一般)		人	1.0	1.0	1.0	
燃 料	軽油	L	19.9	27.9	52.0	
機 械 損 料		供用	1.13	1.13	1.13	
そ の 他		式	1	1	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手 (一般) 及び燃料とする。

第 2 節 土 工

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

※表 A1-2-1～表 A1-2-5 改定無し

表 A1 - 2 - 6

機械運転 (1日当たり)						
機械名	規 格	適用単価表	運転労務 (人)	燃料 (軽油) (L)	機械損料 (供用日)	備 考
ダンプトラック	10t積級	単価表 (別表A1-2-6-1)	1.0	58.1	1.29	
ダンプトラック	4t積級	単価表 (別表A1-2-6-1)	1.0	32.0	1.29	
ダンプトラック	2t積級	単価表 (別表A1-2-6-1)	1.0	20.8	1.29	

別表 A1 - 2 - 6 - 1

運転 1 日当たり単価表 (1日当たり)				
名 称	摘 要	単 位	所要量	備 考
運転手 (一般)		人		表 A1 - 2 - 6 による
燃 料	軽油	L		表 A1 - 2 - 6 による
機 械 損 料		供用日		表 A1 - 2 - 6 による
タイヤ損耗費		供用日		所要量は機械損料による
そ の 他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手 (一般) 及び燃料とする。

3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 建築構造物等の機械土工及び土工機械運搬に適用する。
- ロ. 根切りは、運搬機械へ直接積込む費用を含む。
- ハ. 土工機械は排出ガス対策型とする。また、機械運搬費は別途計上する。
- ニ. 床付けは必要に応じて計上する。
- ホ. 杭間ざらいは、既製コンクリート杭地業において適用する。

第 2 節 土 工

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

※表 A1-2-1～表 A1-2-5 改定無し

表 A1 - 2 - 6

機械運転 (1日当たり)						
機械名	規 格	適用単価表	運転労務 (人)	燃料 (軽油) (L)	機械損料 (供用日)	備 考
ダンプトラック	10t積級	単価表 (別表A1-2-6-1)	1.0	65.2	1.29	
ダンプトラック	4t積級	単価表 (別表A1-2-6-1)	1.0	34.4	1.29	
ダンプトラック	2t積級	単価表 (別表A1-2-6-1)	1.0	22.5	1.29	

別表 A1 - 2 - 6 - 1

運転 1 日当たり単価表 (1日当たり)				
名 称	摘 要	単 位	所要量	備 考
運転手 (一般)		人		表 A1 - 2 - 6 による
燃 料	軽油	L		表 A1 - 2 - 6 による
機 械 損 料		供用日		表 A1 - 2 - 6 による
タイヤ損耗費		供用日		所要量は機械損料による
そ の 他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手 (一般) 及び燃料とする。

3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 建築構造物等の機械土工及び土工機械運搬に適用する。
- ロ. 根切りは、運搬機械へ直接積込む費用を含む。
- ハ. 土工機械は排出ガス対策型とする。また、機械運搬費は別途計上する。
- ニ. 床付けは必要に応じて計上する。
- ホ. 杭間ざらいは、既製コンクリート杭地業において適用する。

第 7 節 鉄 骨

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

※表 A1-7-1～表 A1-7-4 改定無し

表 A1 - 7 - 5

トラック運転 (1日当たり)				
名 称	摘 要	単 位	4t積	備 考
運転手 (一般)		人	1.0	
燃 料	軽油	L	26.0	
機 械 損 料		供用日	1.13	
そ の 他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手 (一般) 及び燃料とする。

第 7 節 鉄 骨

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

※表 A1-7-1～表 A1-7-4 改定無し

表 A1 - 7 - 5

トラック運転 (1日当たり)				
名 称	摘 要	単 位	4t積	備 考
運転手 (一般)		人	1.0	
燃 料	軽油	L	27.9	
機 械 損 料		供用日	1.13	
そ の 他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手 (一般) 及び燃料とする。

第 21 節 構内舗装

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

表 A1 -21

アスファルト舗装 (100 m<sup>2</sup>当たり)

名称	適用	単位	標準歩掛り	備考
<b>【材料費】</b>				
路盤材		m <sup>3</sup>	A1-21-1	
加熱アスファルト混合物		t	A1-21-2	
プライムコート		L	A1-21-3	
その他		式	1	
<b>【施工費】</b>				
路床整正		m <sup>2</sup>	A1-21-4	
路盤材敷きならし		m <sup>2</sup>	A1-21-5~7	
路盤材締固め		m <sup>2</sup>	A1-21-8~10	
プライムコート散布		m <sup>2</sup>	A1-21-11	
アスファルト混合物敷きならし		m <sup>2</sup>	A1-21-12~13	
アスファルト混合物締固め		m <sup>2</sup>	A1-21-14	

(注) 1. 【材料費】の「その他」の対象は、路盤材、加熱アスファルト混合物及びプライムコートとする。

表 A1 -21- 1

路盤材 (m<sup>3</sup>/100 m<sup>2</sup>)

名称	摘要	車道部			歩道部	備考
		10cm	15cm	20cm	10cm	
切込砂利		12.50	18.75	25.00	11.90	
再生クラッシュラン	RC-40	12.90	19.35	25.80	12.20	
クラッシュラン	C-40	12.90	19.35	25.80	12.20	
再生粒調碎石		13.20	19.80	26.40	12.50	
粒調碎石		13.20	19.80	26.40	12.50	

※表 A1 -21- 2~表 A1-21-14 改定無し

第 21 節 構内舗装

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

表 A1 -21

アスファルト舗装 (100 m<sup>2</sup>当たり)

名称	適用	単位	標準歩掛り	備考
<b>【材料費】</b>				
路盤材		m <sup>3</sup>	A1-21-1	
加熱アスファルト混合物		t	A1-21-2	
プライムコート		L	A1-21-3	
その他		式	1	
<b>【施工費】</b>				
路床整正		m <sup>2</sup>	A1-21-4	
路盤材敷きならし		m <sup>2</sup>	A1-21-5~7	
路盤材締固め		m <sup>2</sup>	A1-21-8~10	
プライムコート散布		m <sup>2</sup>	A1-21-11	
アスファルト混合物敷きならし		m <sup>2</sup>	A1-21-12~13	
アスファルト混合物締固め		m <sup>2</sup>	A1-21-14	

(注) 1. 【材料費】の「その他」の対象は、路盤材、加熱アスファルト混合物及びプライムコートとする。

表 A1 -21- 1

路盤材 (m<sup>3</sup>/100 m<sup>2</sup>)

機 械 名	摘 要	車道部			歩道部	備 考
		10cm	15cm	20cm	10cm	
切込砂利		12.50	18.75	25.00	11.90	
再生クラッシュラン	RC-40	12.90	19.35	25.80	12.20	
クラッシュラン	C-40	12.90	19.35	25.80	12.20	
再生粒調碎石		13.20	19.80	26.40	12.50	
粒調碎石		13.20	19.80	26.40	12.50	

表 A1 -21-13

アスファルト混合物敷きならし（厚さ5cm）（100㎡当たり）							
名 称	摘 要	単 位	施 工 規 模				備 考
			特に狭い 場所	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,500㎡未満	
アスファルトフィニッシュ運転	2.0～4.5m	日	—	0.087	0.076	0.066	
世 話 役		人	0.3	0.2	0.16	0.12	
特 殊 作 業 員		人	0.9	0.94	0.78	0.59	
普 通 作 業 員		人	2.3	1.09	0.84	0.58	
そ の 他		式	1	1	1	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、世話役、特殊作業員及び普通作業員とする。

表 A1 -21-14

アスファルト混合物締固め（100㎡当たり）							
名 称	摘 要	単 位	施 工 規 模				備 考
			特に狭い 場所	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,500㎡未満	
タ ン パ 運 転	60～80kg	日	0.63	0.5	—	—	
振 動 ロ ー ラ 運 転	2.4～2.8t	日	0.23	0.28	0.14	0.09	
タ イ ヤ ロ ー ラ 運 転	8～20t	日	—	—	0.082	0.056	
ロ ー ド ロ ー ラ 運 転	マダム10t	日	—	—	0.085	0.068	

表 A1 -21-15

舗装機械運転（1日当たり）								
機 械 名	規 格	機械 損料 (供用日)	燃料 (軽油) (L)	燃料 (ガソリン) (L)	運 転 手 (特殊) (人)	特 殊 作 業 員 (人)	そ の 他 (式)	備 考
モ ー タ グ レ ー ダ	油圧式3.1m級	1.57	48.8	—	1.0	—	1	
タ ン パ	60～80kg	1.33	—	5.0	—	1.0	1	
振 動 ロ ー ラ	2.4～2.8 t	1.57	16.0	—	—	1.0	1	
タ イ ヤ ロ ー ラ	8～20 t	1.86	36.0	—	1.0	—	1	
ロ ー ド ロ ー ラ	マダム10t	1.57	37.0	—	1.0	—	1	
アスファルトスプレヤ	25L/min	1.57	—	3.4	—	—	1	手押し式
アスファルトフィニッシュ	2.0～4.5m	1.75	29.5	—	1.0	—	1	ホイール型

- (注) 1. アスファルトスプレヤの運転は、舗設労務により行うものとする。  
 2. アスファルトフィニッシュは、加熱用燃料として軽油を1日当たり12L加算する。  
 3. 「その他」の率対象は、燃料、運転手（特殊）及び特殊作業員とする。

表 A1 -21-13

アスファルト混合物敷きならし（厚さ5cm）（100㎡当たり）							
名 称	摘 要	単 位	施 工 規 模				備 考
			特に狭い 場所	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,500㎡未満	
アスファルトフィニッシュ運転	2.0～4.5m	日	—	0.087	0.076	0.066	
世 話 役		人	0.3	0.2	0.16	0.12	
特 殊 作 業 員		人	0.9	0.94	0.78	0.59	
普 通 作 業 員		人	2.3	1.09	0.84	0.58	
そ の 他		式	1	1	1	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、世話役、特殊作業員及び普通作業員とする。

表 A1 -21-14

アスファルト混合物締固め（100㎡当たり）							
名 称	摘 要	単 位	施 工 規 模				備 考
			特に狭い 場所	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,500㎡未満	
タ ン パ 運 転	60～80kg	日	0.63	0.5	—	—	
振 動 ロ ー ラ 運 転	2.4～2.8t	日	0.23	0.28	0.14	0.09	
タ イ ヤ ロ ー ラ 運 転	8～20t	日	—	—	0.082	0.056	
ロ ー ド ロ ー ラ 運 転	マダム10t	日	—	—	0.085	0.068	

表 A1 -21-15

舗装機械運転（1日当たり）								
機 種	規 格	機械 損料 (供用日)	燃料 (軽油) (L)	燃料 (ガソリン) (L)	運 転 手 (特殊) (人)	特 殊 作 業 員 (人)	そ の 他 (式)	備 考
モ ー タ グ レ ー ダ	油圧式3.1m級	1.57	47.3	—	1.0	—	1	
タ ン パ	60～80kg	1.33	—	5.0	—	1.0	1	
振 動 ロ ー ラ	2.4～2.8 t	1.57	13.7	—	—	1.0	1	
タ イ ヤ ロ ー ラ	8～20 t	1.86	30.8	—	1.0	—	1	
ロ ー ド ロ ー ラ	マダム10t	1.57	33.9	—	1.0	—	1	
アスファルトスプレヤ	25L/min	1.57	—	3.4	—	—	1	手押し式
アスファルトフィニッシュ	2.0～4.5m	1.75	28.5	—	1.0	—	1	ホイール型

- (注) 1. アスファルトスプレヤの運転は、舗設労務により行うものとする。  
 2. アスファルトフィニッシュは、加熱用燃料として軽油を1日当たり12L加算する。  
 3. 「その他」の率対象は、燃料、運転手（特殊）及び特殊作業員とする。



表 A1 -21-16

舗装機械運搬 (1日当たり往復)				
名称	摘要	単位	所要量	備考
トラック運転	11t積	日	別表	所要量は別表A1-21-16-1による

別表 A1 -21-16- 1

舗装機械運搬					
機械名	規格	質量 (t)	運搬機械		備考
			規格	日数(往復)	
モータグレーダ	油圧式3.1m級	10.0	トラック11t積	1.3	
振動ローラ	2.4~2.8t	2.5	トラック11t積	0.8	
タイヤローラ	8~20t	14.8	トラック11t積	1.7	
ロードローラ	マカダム10t	9.3	トラック11t積	1.3	
アスファルトフィニッシャー	2.0~4.5m	6.7	トラック11t積	1.1	

(注) 1. 運搬機械の日数は、トラック11t積による換算値である。

表 A1 -21-17

トラック運転 (1日当たり)				
名称	摘要	単位	11t積	備考
運転手(一般)		人	1.0	
燃料	軽油	L	47.3	
機械損料		供用日	1.13	
その他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手(一般)及び燃料とする。

表 A1 -21-16

舗装機械運搬 (1日当たり往復)				
名称	摘要	単位	所要量	備考
トラック運転	11t積	日	別表	所要量は別表A1-21-16-1による

別表 A1 -21-16- 1

舗装機械運搬					
機械名	規格	質量 (t)	運搬機械		備考
			規格	日数(往復)	
モータグレーダ	油圧式3.1m級	10.0	トラック11t積	1.3	
振動ローラ	2.4~2.8t	2.5	トラック11t積	0.8	
タイヤローラ	8~20t	14.8	トラック11t積	1.7	
ロードローラ	マカダム10t	9.3	トラック11t積	1.3	
アスファルトフィニッシャー	2.0~4.5m	6.7	トラック11t積	1.1	

(注) 1. 運搬機械の日数は、トラック11t積による換算値である。

表 A1 -21-17

トラック運転 (1日当たり)				
名称	摘要	単位	11t積	備考
運転手(一般)		人	1.0	
燃料	軽油	L	52.0	
機械損料		供用日	1.13	
その他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手(一般)及び燃料とする。

## 第 22 節 植 栽

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

※表 A1-22-1～表 A1-22-15 改定無し

表 A1 -22-16

植栽土工機械運転 (1日当たり)						
機 械 名	規 格	適用単価表	運転労務 (人)	燃料(軽油) (L)	機械損料 (供用日)	備 考
バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.28m <sup>3</sup>	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	37.0	1.64	
バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.13m <sup>3</sup>	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	22.4	1.78	
トラック	クレーン装置付 4t級2.9t吊	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	31.0	1.23	
ホイールロータ <sup>※</sup>	排出ガス対策型 ホイール型0.4m <sup>3</sup>	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	14.2	1.55	

別表 A1 -22-16-1

運転 1 日当たり単価表 (1日当たり)				
名 称	摘 要	単位	所要量	備 考
運転手 (特殊)		人		表A1-22-16による
燃 料		L		表A1-22-16による
機 械 損 料		供用日		表A1-22-16による
そ の 他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手 (特殊) 及び燃料とする。

表 A1 -22-17

植栽機械運搬 (ハ <sup>※</sup> ツク材) (1日当たり往復)				
名 称	摘 要	単位	所要量	備 考
トラック運搬	11t積	日	別表	所要量は別表A1-22-17-1による

別表 A1 -22-17- 1

植栽機械運搬					
機 械 名	規 格	質量 (t)	運搬機械		備 考
			規格	日数(往復)	
バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.28m <sup>3</sup>	7.0	トラック11t積	1.1	
バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.13m <sup>3</sup>	4.2	トラック11t積	0.9	

(注) 1. 運搬機械の日数は、トラック11t積による換算値である。

## 第 22 節 植 栽

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

※表 A1-22-1～表 A1-22-15 改定無し

表 A1 -22-16

植栽土工機械運転 (1日当たり)						
機 械 名	規 格	適用単価表	運転労務 (人)	燃料(軽油) (L)	機械損料 (供用日)	備 考
バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.28m <sup>3</sup>	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	39.5	1.64	
バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.13m <sup>3</sup>	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	23.6	1.78	
トラック	クレーン装置付 4t級2.9t吊	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	33.4	1.23	
ホイールロータ <sup>※</sup>	排出ガス対策型 ホイール型0.4m <sup>3</sup>	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	15.1	1.55	

別表 A1 -22-16-1

運転 1 日当たり単価表 (1日当たり)				
名 称	摘 要	単位	所要量	備 考
運転手 (特殊)		人		表A1-22-16による
燃 料		L		表A1-22-16による
機 械 損 料		供用日		表A1-22-16による
そ の 他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手 (特殊) 及び燃料とする。

表 A1 -22-17

植栽機械運搬 (ハ <sup>※</sup> ツク材) (1日当たり往復)				
名 称	摘 要	単位	所要量	備 考
トラック運搬	11t積	日	別表	所要量は別表A1-22-17-1による

別表 A1 -22-17- 1

植栽機械運搬					
機 械 名	規 格	質量 (t)	運搬機械		備 考
			規格	日数(往復)	
バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.28m <sup>3</sup>	7.0	トラック11t積	1.1	
バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.13m <sup>3</sup>	4.2	トラック11t積	0.9	

(注) 1. 運搬機械の日数は、トラック11t積による換算値である。

表 A1 -22-18

トラック運転					(1日当たり)
名 称	摘 要	単 位	11t積	備 考	
運転手 (一般)		人	1.0		
燃 料	軽油	L	47.3		
機 械 損 料		供用日	1.13		
そ の 他		式	1		

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手 (一般) 及び燃料とする。

表 A1 -22-18

トラック運転					(1日当たり)
名 称	摘 要	単 位	11t積	備 考	
運転手 (一般)		人	1.0		
燃 料	軽油	L	52.0		
機 械 損 料		供用日	1.13		
そ の 他		式	1		

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手 (一般) 及び燃料とする。

## 第2章 改修工事

1. 本章は、建築物等の模様替及び修繕（以下「改修」という。）に係る建築工事の積算に適用する。
2. 本章に記載の標準歩掛りは、改修工事特有の細目工種について定める。
3. 本章に定める以外の細目工種については第1章よる。ただし、作業効率の低下等を考慮し必要に応じ単価及び価格の割増しができる。

### 第1節 仮設

※1一般事項及び2 標準歩掛り（1）適用条件及び留意事項 改定なし

（2）細目工種

※表 A2-1-1～表 A2-1-15 改定無し

表 A2 - 1 -14

仮設間仕切り仕上材（A，B種）								(1㎡当たり)
名 称	摘 要	単位	A種（両面）		B種（片面）		備 考	
			合板	せっこうボード	合板	せっこうボード		
合 板	厚9.0mm	㎡	2.1	—	1.05	—	33%	
せっこうボード	厚9.5mm 準不燃	㎡	—	2.1	—	1.05	50%	
く ぎ		kg	0.04	0.04	0.02	0.02	100%	
グラスウール	32K 厚50mm	㎡	1.05	1.05	—	—	50%	
大 工		人	0.14	0.14	0.07	0.07		
内 装 工		人	0.03	0.03	—	—		
そ の 他		式	1	1	1	1		

- (注) 1. 備考欄の数値は、1現場当たり損料率を示す。  
 2. 表中の施工手間は、設置65%、撤去35%の割合とする。  
 3. 表中の仕様A種及びB種は、公共建築改修工事標準仕様書による。  
 4. 「その他」の率対象は、くぎ、大工及び内装工とする。

表 A2 - 1 -15

仮設材運搬（仮設間仕切り（C種））					(100㎡当たり往復)
名 称	摘 要	単位	単管下地	備 考	
トラック運転	4t積	日	0.15		

表 A2 - 1 -16

トラック運転					(1日当たり)
名 称	摘 要	単位	4t積	備 考	
運転手（一般）		人	1.0		
燃 料	軽油	L	26.0		
機 械 損 料		供用日	1.13		
そ の 他		式	1		

- (注) 1. 「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。

## 第2章 改修工事

1. 本章は、建築物等の模様替及び修繕（以下「改修」という。）に係る建築工事の積算に適用する。
2. 本章に記載の標準歩掛りは、改修工事特有の細目工種について定める。
3. 本章に定める以外の細目工種については第1章よる。ただし、作業効率の低下等を考慮し必要に応じ単価及び価格の割増しができる。

### 第1節 仮設

※1一般事項及び2 標準歩掛り（1）適用条件及び留意事項 改定なし

（2）細目工種

※表 A2-1-1～表 A2-1-15 改定無し

表 A2 - 1 -14

仮設間仕切り仕上材（A，B種）								(1㎡当たり)
名 称	摘 要	単位	A種（両面）		B種（片面）		備 考	
			合板	せっこうボード	合板	せっこうボード		
合 板	厚9.0mm	㎡	2.1	—	1.05	—	33%	
せっこうボード	厚9.5mm 準不燃	㎡	—	2.1	—	1.05	50%	
く ぎ		kg	0.04	0.04	0.02	0.02	100%	
グラスウール	32K 厚50mm	㎡	1.05	1.05	—	—	50%	
大 工		人	0.14	0.14	0.07	0.07		
内 装 工		人	0.03	0.03	—	—		
そ の 他		式	1	1	1	1		

- (注) 1. 備考欄の数値は、1現場当たり損料率を示す。  
 2. 表中の施工手間は、設置65%、撤去35%の割合とする。  
 3. 表中の仕様A種及びB種は、公共建築改修工事標準仕様書による。  
 4. 「その他」の率対象は、くぎ、大工及び内装工とする。

表 A2 - 1 -15

仮設材運搬（仮設間仕切り（C種））					(100㎡当たり往復)
名 称	摘 要	単位	単管下地	備 考	
トラック運転	4t積	日	0.15		

表 A2 - 1 -16

トラック運転					(1日当たり)
名 称	摘 要	単位	4t積	備 考	
運転手（一般）		人	1.0		
燃 料	軽油	L	27.9		
機 械 損 料		供用日	1.13		
そ の 他		式	1		

- (注) 1. 「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。

## 第 2 節 撤 去

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

※表 A2-2-1～表 A2-2-46 改定無し

表 A2 - 2 -45

既存防水層撤去 (1㎡当たり)					
名 称	摘 要	単位	屋上防水層		備 考
			アスファルト防水層	シート防水層	
普通作業員		人	0.08	0.07	0.10
その他		式	1	1	1

(注) 1. 立ち上がり部を含む。  
2. 押さえコンクリート及び保護モルタル等の撤去は含まない。  
3. 「その他」の率対象は、普通作業員とする。

表 A2 - 2 -46

シーリング撤去 (1m当たり)				
名 称	摘 要	単位	所要量	備 考
防水工		人	0.02	
その他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、防水工とする。

表 A2 - 2 -47

撤去機械運転 (1日当たり)							
機 械 名	規 格	適用単価表	運転労務 (人)	機械損料 (供用日)	燃料(L)		備考
					軽油	ガソリン	
空気圧縮機	可搬式、スクリュー エンジン掛7.5～7.8m <sup>3</sup> 排出ガス対策型	単価表 (別表A2-2-47-1)	—	1.56	50.1	—	
空気圧縮機	可搬式、スクリュー エンジン掛5.0m <sup>3</sup> 排出ガス対策型	単価表 (別表A2-2-47-1)	—	1.56	33.1	—	
コンクリートカッター	手動式、ブレード径20cm	単価表 (別表A2-2-47-1)	—	1.67	—	1.38	
ベルトコンベヤ	エンジン駆動、機長7m 、ベルト幅350mm	単価表 (別表A2-2-47-1)	—	1.5	—	7.8	
ダンプトラック	10 t 積級	単価表 (別表A2-2-47-2)	1	1.29	58.1	—	
ダンプトラック	4 t 積級	単価表 (別表A2-2-47-2)	1	1.29	32.0	—	
ダンプトラック	2 t 積級	単価表 (別表A2-2-47-2)	1	1.29	20.8	—	

## 第 2 節 撤 去

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

※表 A2-2-1～表 A2-2-46 改定無し

表 A2 - 2 -45

既存防水層撤去 (1㎡当たり)					
名 称	摘 要	単位	屋上防水層		備 考
			アスファルト防水層	シート防水層	
普通作業員		人	0.08	0.07	0.10
その他		式	1	1	1

(注) 1. 立ち上がり部を含む。  
2. 押さえコンクリート及び保護モルタル等の撤去は含まない。  
3. 「その他」の率対象は、普通作業員とする。

表 A2 - 2 -46

シーリング撤去 (1m当たり)				
名 称	摘 要	単位	所要量	備 考
防水工		人	0.02	
その他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、防水工とする。

表 A2 - 2 -47

撤去機械運転 (1日当たり)							
機 械 名	規 格	適用単価表	運転労務 (人)	機械損料 (供用日)	燃料(L)		備考
					軽油	ガソリン	
空気圧縮機	可搬式、スクリュー エンジン掛7.5～7.8m <sup>3</sup> 排出ガス対策型	単価表 (別表A2-2-47-1)	—	1.56	58.6	—	
空気圧縮機	可搬式、スクリュー エンジン掛5.0m <sup>3</sup> 排出ガス対策型	単価表 (別表A2-2-47-1)	—	1.56	38.9	—	
コンクリートカッター	手動式、ブレード径20cm	単価表 (別表A2-2-47-1)	—	1.67	—	1.38	
ベルトコンベヤ	エンジン駆動、機長7m 、ベルト幅350mm	単価表 (別表A2-2-47-1)	—	1.5	—	7.8	
ダンプトラック	10 t 積級	単価表 (別表A2-2-47-2)	1	1.29	65.2	—	
ダンプトラック	4 t 積級	単価表 (別表A2-2-47-2)	1	1.29	34.4	—	
ダンプトラック	2 t 積級	単価表 (別表A2-2-47-2)	1	1.29	22.5	—	

※表 A2-2-48～表 A2-2-50 改定無し

表 A2 - 2-50

撤去機械運搬 (1日当たり往復)				
名 称	摘 要	単 位	所要量	備 考
トラック運転	11t積	日	別表	所要量は別表A2- 2-50-1による

別表 A2 - 2-50- 1

撤去機械運搬				
機 械 名	規 格	運搬機械		備 考
		規格	日数(往復)	
空 気 圧 縮 機	可搬式、スクューエンジン掛 排出ガス対策型	トラック11t積	0.7	

(注) 1. 運搬機械の日数は、トラック11t積による換算値である。

表 A2 - 2-51

トラック運転 (1日当たり)				
名 称	摘 要	単 位	11t積	備 考
運転手 (一般)		人	1.0	
燃 料	軽油	L	47.3	
機 械 損 料	供用日		1.13	
そ の 他	式		1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手 (一般) 及び燃料とする。

※表 A2-2-48～表 A2-2-50 改定無し

表 A2 - 2-50

撤去機械運搬 (1日当たり往復)				
名 称	摘 要	単 位	所要量	備 考
トラック運転	11t積	日	別表	所要量は別表A2- 2-50-1による

別表 A2 - 2-50- 1

撤去機械運搬				
機 械 名	規 格	運搬機械		備 考
		規格	日数(往復)	
空 気 圧 縮 機	可搬式、スクューエンジン掛 排出ガス対策型	トラック11t積	0.7	

(注) 1. 運搬機械の日数は、トラック11t積による換算値である。

表 A2 - 2-51

トラック運転 (1日当たり)				
名 称	摘 要	単 位	11t積	備 考
運転手 (一般)		人	1.0	
燃 料	軽油	L	52.0	
機 械 損 料	供用日		1.13	
そ の 他	式		1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手 (一般) 及び燃料とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 1配管工事 1-3市場単価 (2)細目工種

改定後

改定前

1-3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 電線管、2種金属線び類、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラック及び防火区画処理に適用する。
- ロ. 電線管、線び、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラックの耐震支持材及び塗装は別途計上する。  
なお、防火区画貫通処理は支持材を含み、塗装は別途計上する。
- ハ. プルボックスの単価は、1個のプルボックスの総表面積単価を面積に乗じる。
- ニ. はしご形Z35の支持材は同等な溶融亜鉛めっき 仕上げとする。

(2) 細目工種

表 E1-1-5

細目	摘要	単位	備考
電線管	厚鋼電線管 (G) 隠べい、露出配管	m	
電線管	薄鋼電線管 (C) 隠べい、露出配管	m	
電線管	ねじなし電線管 (E) 隠べい、露出配管	m	
電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 隠べい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管 (PF単層) 隠べい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管 (CD) 埋込配管	m	
線び	2種金属線び (MM2) A型 幅40mm×高30mm	m	
線び	2種金属線び (MM2) C型 幅40mm×高45mm	m	
線び	線び用ジャンクションボックス	個	
線び	線び用コンセントボックス	個	
位置ボックス	金属製ボックス 隠べい、露出	個	
位置ボックス	合成樹脂製ボックス 隠べい、露出	個	
位置ボックス	位置ボックス用ボンディング	個	
プルボックス	露出形 (鋼板製) さび止め塗装仕上げ	m <sup>2</sup>	
プルボックス	露出形 (鋼板製) 溶融亜鉛めっき	m <sup>2</sup>	
プルボックス	露出形 (ステンレス製)	m <sup>2</sup>	
プルボックス	露出形 (硬質ビニル製)	m <sup>2</sup>	
プルボックス	プルボックス用接地端子	個	
ケーブルラック	はしご形 <u>ZM (1段積)</u>	m	
ケーブルラック	はしご形 <u>ZM (2段積の2段目)</u>	m	
ケーブルラック	はしご形 <u>Z35 (1段積)</u>	m	
ケーブルラック	はしご形 <u>Z35 (2段積の2段目)</u>	m	
ケーブルラック	はしご形 <u>AL (1段積)</u>	m	
ケーブルラック	はしご形 <u>AL (2段積の2段目)</u>	m	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (壁)	か所	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (床)	か所	
防火区画貫通処理	金属管用 (短管) (壁、床)	か所	
防火区画貫通処理	丸形用 (壁、床)	か所	

1-3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 電線管、2種金属線び類、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラック及び防火区画処理に適用する。
- ロ. 電線管、線び、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラックの耐震支持材及び塗装は別途計上する。  
なお、防火区画貫通処理は支持材を含み、塗装は別途計上する。
- ハ. プルボックスの単価は、1個のプルボックスの総表面積単価を面積に乗じる。
- ニ. はしご形Z35 溶融亜鉛めっき (350g/m<sup>2</sup>) 製の支持材は同等な溶融亜鉛めっきとする。

(2) 細目工種

表 E1-1-5

細目	摘要	単位	備考
電線管	厚鋼電線管 (G) 隠べい、露出配管	m	
電線管	薄鋼電線管 (C) 隠べい、露出配管	m	
電線管	ねじなし電線管 (E) 隠べい、露出配管	m	
電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 隠べい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管 (PF単層) 隠べい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管 (CD) 埋込配管	m	
線び	2種金属線び (MM2) A型 幅40mm×高30mm	m	
線び	2種金属線び (MM2) C型 幅40mm×高45mm	m	
線び	線び用ジャンクションボックス	個	
線び	線び用コンセントボックス	個	
位置ボックス	金属製ボックス 隠べい、露出	個	
位置ボックス	合成樹脂製ボックス 隠べい、露出	個	
位置ボックス	位置ボックス用ボンディング	個	
プルボックス	露出形 (鋼板製) さび止め塗装仕上げ	m <sup>2</sup>	
プルボックス	露出形 (鋼板製) 溶融亜鉛めっき	m <sup>2</sup>	
プルボックス	露出形 (ステンレス製)	m <sup>2</sup>	
プルボックス	露出形 (硬質ビニル製)	m <sup>2</sup>	
プルボックス	プルボックス用接地端子	個	
ケーブルラック	はしご形 <u>ZM溶融亜鉛めっき (100g/m<sup>2</sup>) 製の</u> <u>焼付け又は粉体塗装仕上げ (1段積)</u>	m	
ケーブルラック	はしご形 <u>ZM溶融亜鉛めっき (100g/m<sup>2</sup>) 製の</u> <u>焼付け又は粉体塗装仕上げ (2段積の2段目)</u>	m	
ケーブルラック	はしご形 <u>Z35溶融亜鉛めっき (350g/m<sup>2</sup>) 仕上げ</u> <u>(1段積)</u>	m	
ケーブルラック	はしご形 <u>Z35溶融亜鉛めっき (350g/m<sup>2</sup>) 仕上げ</u> <u>(2段積の2段目)</u>	m	
ケーブルラック	はしご形 <u>アルミ製 (1段積)</u>	m	
ケーブルラック	はしご形 <u>アルミ製 (2段積の2段目)</u>	m	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (壁)	か所	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (床)	か所	
防火区画貫通処理	金属管用 (短管) (壁、床)	か所	
防火区画貫通処理	丸形用 (壁、床)	か所	

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 2配線工事 2-2標準歩掛り (2)細目工程

改定後

改定前

2 配線工事

2-1 一般事項

- (1) 表E1-1-6～表E1-1-25の細目工程は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E1-1-26の細目工程は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
イ. 電線・ケーブル類、バスダクト及びライティングダクト類に適用する。  
ロ. 各表の標準歩掛りは管内配線の歩掛りとする。ただし、表E1-1-8、表E1-1-20～表E1-1-22、表E1-1-24及び表E1-1-25は除く。  
ハ. 電線・ケーブルの分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

(2) 細目工程

表 E1-1-6

600Vポリエチレンケーブル (EM-GE)

細目	摘要	単位	材 料		電 工				その他	備考
			600Vポリエチレンケーブル [m]	雑材料	[人]					
					1C	2C	3C	4C		
600Vポリエチレンケーブル	2mm <sup>2</sup>	m	1.10	1式 (材料価格×0.05)	0.010	0.013	0.017	0.020	1式	
	3.5mm <sup>2</sup>				0.012	0.017	0.021	0.024		
	5.5mm <sup>2</sup>				0.016	0.021	0.026	0.030		
	8mm <sup>2</sup>				0.017	0.023	0.029	0.035		
	14mm <sup>2</sup>				0.022	0.029	0.037	0.043		
	22mm <sup>2</sup>				0.029	0.037	0.047	0.056		
	38mm <sup>2</sup>				0.037	0.050	0.062	0.074		
	60mm <sup>2</sup>		0.049		0.065	0.082	0.098			
	100mm <sup>2</sup>		0.067		0.090	0.112	0.134			
	150mm <sup>2</sup>		0.083		0.110	0.137	0.165			
	200mm <sup>2</sup>		0.102		0.136	0.170	0.204			
	250mm <sup>2</sup>		0.117		0.157	0.196	0.235			
	325mm <sup>2</sup>		0.149		0.198	0.248	0.297			

- (注) 1. 端末処理を含むものとする。
- 2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
- 3. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
- 4. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
- 5. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
- 6. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
- 7. 「その他」の率対象は、電工とする。

2 配線工事

2-1 一般事項

- (1) 表E1-1-6～表E1-1-25の細目工程は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E1-1-26の細目工程は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
イ. 電線・ケーブル類、バスダクト及びライティングダクト類に適用する。  
ロ. 各表の標準歩掛りは管内配線の歩掛りとする。ただし、表E1-1-8、表E1-1-20～表E1-1-22、表E1-1-24及び表E1-1-25は除く。  
ハ. 電線・ケーブルの分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

(2) 細目工程

表 E1-1-6

600Vポリエチレンケーブル (EM-GE、GV)

細目	摘要	単位	材 料		電 工				その他	備考
			600Vポリエチレンケーブル [m]	雑材料	[人]					
					1C	2C	3C	4C		
600Vポリエチレンケーブル	2mm <sup>2</sup>	m	1.10	1式 (材料価格×0.05)	0.010	0.013	0.017	0.020	1式	
	3.5mm <sup>2</sup>				0.012	0.017	0.021	0.024		
	5.5mm <sup>2</sup>				0.016	0.021	0.026	0.030		
	8mm <sup>2</sup>				0.017	0.023	0.029	0.035		
	14mm <sup>2</sup>				0.022	0.029	0.037	0.043		
	22mm <sup>2</sup>				0.029	0.037	0.047	0.056		
	38mm <sup>2</sup>				0.037	0.050	0.062	0.074		
	60mm <sup>2</sup>		0.049		0.065	0.082	0.098			
	100mm <sup>2</sup>		0.067		0.090	0.112	0.134			
	150mm <sup>2</sup>		0.083		0.110	0.137	0.165			
	200mm <sup>2</sup>		0.102		0.136	0.170	0.204			
	250mm <sup>2</sup>		0.117		0.157	0.196	0.235			
	325mm <sup>2</sup>		0.149		0.198	0.248	0.297			

- (注) 1. 端末処理を含むものとする。
- 2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
- 3. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
- 4. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
- 5. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
- 6. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
- 7. 「その他」の率対象は、電工とする。



建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

表 E1-1-7

高圧架橋ポリエチレンケーブル  
(6kV EM-CE、6kV EM-CET、6kV EM-CE(E)、6kV EM-CET(E))

細目	摘要	単位	材 料		電 工		その他	備考
			高圧架橋ポリエチレンケーブル [m]	雑材料	[人]			
高圧架橋ポリエチレンケーブル	8 mm <sup>2</sup>	m	1.05	1式 (材料価格×0.03)	1C	3C	1式	
	14 mm <sup>2</sup>				0.019	0.032		
	22 mm <sup>2</sup>				0.024	0.040		
	38 mm <sup>2</sup>				0.031	0.052		
	60 mm <sup>2</sup>				0.041	0.068		
	100 mm <sup>2</sup>				0.054	0.090		
	150 mm <sup>2</sup>				0.074	0.124		
	200 mm <sup>2</sup>				0.091	0.151		
	250 mm <sup>2</sup>				0.112	0.188		
	325 mm <sup>2</sup>				0.129	0.216		
					0.164	0.273		

- (注) 1. 3kV EM-CE、3kV EM-CETにも適用する。  
2. 端末処理は、別途計上する。  
3. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
4. ピット及びトラフ内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
5. 波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-8

高圧電力ケーブル端末処理 (プレハブ)

細目	摘要	単位	材 料		電 工			その他	備考
			端末処理材料		[人]				
高圧電力ケーブル端末処理	8 mm <sup>2</sup>	か所	1式	1C	3C	3C耐塩	1式		
	14 mm <sup>2</sup>			0.11	0.19	0.20			
	22 mm <sup>2</sup>			0.11	0.19	0.20			
	38 mm <sup>2</sup>			0.21	0.35	0.41			
	60 mm <sup>2</sup>			0.21	0.35	0.41			
	100 mm <sup>2</sup>			0.31	0.52	0.62			
	150 mm <sup>2</sup>			0.39	0.65	0.78			
	200 mm <sup>2</sup>			0.52	0.87	1.04			
				0.60	1.00	1.20			

- (注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-7

高圧架橋ポリエチレンケーブル  
(6kV EM-CE、6kV EM-CET、6kV EM-CE(E)、6kV EM-CET(E)、~~6kV CV、6kV CVT~~)

細目	摘要	単位	材 料		電 工		その他	備考
			高圧架橋ポリエチレンケーブル [m]	雑材料	[人]			
高圧架橋ポリエチレンケーブル	8 mm <sup>2</sup>	m	1.05	1式 (材料価格×0.03)	1C	3C	1式	
	14 mm <sup>2</sup>				0.019	0.032		
	22 mm <sup>2</sup>				0.024	0.040		
	38 mm <sup>2</sup>				0.031	0.052		
	60 mm <sup>2</sup>				0.041	0.068		
	100 mm <sup>2</sup>				0.054	0.090		
	150 mm <sup>2</sup>				0.074	0.124		
	200 mm <sup>2</sup>				0.091	0.151		
	250 mm <sup>2</sup>				0.112	0.188		
	325 mm <sup>2</sup>				0.129	0.216		
					0.164	0.273		

- (注) 1. 3kV EM-CE、3kV EM-CET、~~3kV CV、3kV CVT~~にも適用する。  
2. 端末処理は、別途計上する。  
3. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
4. ピット及びトラフ内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
5. 波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-8

高圧電力ケーブル端末処理 (プレハブ)

細目	摘要	単位	材 料		電 工			その他	備考
			端末処理材料		[人]				
高圧電力ケーブル端末処理	8 mm <sup>2</sup>	か所	1式	1C	3C	3C耐塩	1式		
	14 mm <sup>2</sup>			0.11	0.19	0.20			
	22 mm <sup>2</sup>			0.11	0.19	0.20			
	38 mm <sup>2</sup>			0.21	0.35	0.41			
	60 mm <sup>2</sup>			0.21	0.35	0.41			
	100 mm <sup>2</sup>			0.31	0.52	0.62			
	150 mm <sup>2</sup>			0.39	0.65	0.78			
	200 mm <sup>2</sup>			0.52	0.87	1.04			
				0.60	1.00	1.20			

- (注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

表 E1-1-9  
高圧耐火ケーブル  
(6kV EM-FP-C、6kV NH-FP-C)

細目	摘要	単位	材 料		電 工 [人]	その他	備考
			高圧耐火ケーブル [m]	雑材料			
高圧耐火ケーブル	8 mm <sup>2</sup>	m	1.05	1式 (材料価格× 0.03)	0.023	0.039	1式
	14 mm <sup>2</sup>				0.029	0.047	
	22 mm <sup>2</sup>				0.036	0.062	
	38 mm <sup>2</sup>				0.050	0.081	
	60 mm <sup>2</sup>				0.064	0.108	
	100 mm <sup>2</sup>				0.088	0.147	
	150 mm <sup>2</sup>				0.109	0.182	
	200 mm <sup>2</sup>				0.134	0.224	
	250 mm <sup>2</sup>				0.154	0.259	
	325 mm <sup>2</sup>				0.197	0.328	

- (注) 1. 端末処理は、別途計上する。  
2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
3. ビット及びトラフ内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
4. 波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-9  
高圧耐火ケーブル  
(6kV EM-FP-C、6kV NH-FP-C、~~6kV FP-C~~)

細目	摘要	単位	材 料		電 工 [人]	その他	備考
			高圧耐火ケーブル [m]	雑材料			
高圧耐火ケーブル	8 mm <sup>2</sup>	m	1.05	1式 (材料価格× 0.03)	0.023	0.039	1式
	14 mm <sup>2</sup>				0.029	0.047	
	22 mm <sup>2</sup>				0.036	0.062	
	38 mm <sup>2</sup>				0.050	0.081	
	60 mm <sup>2</sup>				0.064	0.108	
	100 mm <sup>2</sup>				0.088	0.147	
	150 mm <sup>2</sup>				0.109	0.182	
	200 mm <sup>2</sup>				0.134	0.224	
	250 mm <sup>2</sup>				0.154	0.259	
	325 mm <sup>2</sup>				0.197	0.328	

- (注) 1. 端末処理は、別途計上する。  
2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
3. ビット及びトラフ内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
4. 波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

表 E1-1-10

(ア) 低圧耐火ケーブル 1C~4C  
(EM-FP-C、NH-FP-C)

細目	摘要	単位	材 料		電 工				その他	備考
			低圧耐火ケーブル [m]	雑材料	[人]					
					1C	2C	3C	4C		
低圧耐火ケーブル	1.2mm	m	1.10	1式 (材料価格×0.05)	0.012	0.015	0.017	0.021	1式	
	1.6mm				0.013	0.017	0.020	0.024		
	2.0mm				0.015	0.020	0.024	0.030		
	2.6mm				0.019	0.025	0.030	0.037		
	2mm <sup>2</sup>				0.013	0.017	0.020	0.024		
	3.5mm <sup>2</sup>				0.015	0.020	0.024	0.030		
	5.5mm <sup>2</sup>				0.019	0.025	0.030	0.037		
	8mm <sup>2</sup>				0.021	0.027	0.035	0.042		
	14mm <sup>2</sup>				0.026	0.035	0.043	0.052		
	22mm <sup>2</sup>				0.033	0.045	0.056	0.067		
	38mm <sup>2</sup>				0.045	0.059	0.074	0.089		
	60mm <sup>2</sup>				0.058	0.078	0.098	0.118		
	100mm <sup>2</sup>				0.080	0.108	0.134	0.161		
	150mm <sup>2</sup>				0.099	0.131	0.165	0.198		
	200mm <sup>2</sup>				0.122	0.163	0.204	0.245		
	250mm <sup>2</sup>				0.140	0.188	0.235	0.282		
325mm <sup>2</sup>	0.179	0.238	0.298	0.356						

(イ) 低圧耐火ケーブル 5C~30C  
(EM-FP-C、NH-FP-C)

細目	摘要	単位	材 料		電 工		その他	備考
			低圧耐火ケーブル [m]	雑材料	[人]			
低圧耐火ケーブル	5C	m	1.10	1式 (材料価格×0.05)	1.2mm	1.6mm	1式	
	6C				0.024	0.028		
	7C				0.027	0.031		
	8C				0.030	0.035		
	10C				0.034	0.038		
	12C				0.040	0.046		
	15C				0.047	0.054		
	20C				0.060	0.068		
	30C				0.069	0.079		
						0.083		

- (注) 1. 端末処理を含むものとする。  
 2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 3. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 4. 合成樹脂製とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 5. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 6. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 7. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-10

(ア) 低圧耐火ケーブル 1C~4C  
(EM-FP-C、NH-FP-C、FP-C)

細目	摘要	単位	材 料		電 工				その他	備考
			低圧耐火ケーブル [m]	雑材料	[人]					
					1C	2C	3C	4C		
低圧耐火ケーブル	1.2mm	m	1.10	1式 (材料価格×0.05)	0.012	0.015	0.017	0.021	1式	
	1.6mm				0.013	0.017	0.020	0.024		
	2.0mm				0.015	0.020	0.024	0.030		
	2.6mm				0.019	0.025	0.030	0.037		
	2mm <sup>2</sup>				0.013	0.017	0.020	0.024		
	3.5mm <sup>2</sup>				0.015	0.020	0.024	0.030		
	5.5mm <sup>2</sup>				0.019	0.025	0.030	0.037		
	8mm <sup>2</sup>				0.021	0.027	0.035	0.042		
	14mm <sup>2</sup>				0.026	0.035	0.043	0.052		
	22mm <sup>2</sup>				0.033	0.045	0.056	0.067		
	38mm <sup>2</sup>				0.045	0.059	0.074	0.089		
	60mm <sup>2</sup>				0.058	0.078	0.098	0.118		
	100mm <sup>2</sup>				0.080	0.108	0.134	0.161		
	150mm <sup>2</sup>				0.099	0.131	0.165	0.198		
	200mm <sup>2</sup>				0.122	0.163	0.204	0.245		
	250mm <sup>2</sup>				0.140	0.188	0.235	0.282		
325mm <sup>2</sup>	0.179	0.238	0.298	0.356						

(イ) 低圧耐火ケーブル 5C~30C  
(EM-FP-C、NH-FP-C、FP-C)

細目	摘要	単位	材 料		電 工		その他	備考
			低圧耐火ケーブル [m]	雑材料	[人]			
低圧耐火ケーブル	5C	m	1.10	1式 (材料価格×0.05)	1.2mm	1.6mm	1式	
	6C				0.024	0.028		
	7C				0.027	0.031		
	8C				0.030	0.035		
	10C				0.034	0.038		
	12C				0.040	0.046		
	15C				0.047	0.054		
	20C				0.060	0.068		
	30C				0.069	0.079		
						0.083		

- (注) 1. 端末処理を含むものとする。  
 2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 3. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 4. 合成樹脂製とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 5. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 6. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 7. 「その他」の率対象は、電工とする。

改定後

改定前

表 E1-1-11

制御用ケーブル

(EM-GEE、EM-GEE-S)

細目	摘要	単位	材 料		電 工	その他	備考				
			制御用ケーブル [m]	雑材料							
制御用ケーブル	2C	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	1.25mm <sup>2</sup>	2mm <sup>2</sup>	3.5mm <sup>2</sup>	5.5mm <sup>2</sup>	8mm <sup>2</sup>	1式	
	3C				0.015	0.017	0.018	0.021	0.026		
	4C				0.017	0.019	0.021	0.024	0.030		
	5~6C				0.019	0.022	0.023	0.028	0.034		
	7~8C				0.025	0.028	0.030	0.037	0.044		
	9~10C				0.030	0.034	0.037	0.044	0.054		
	11~12C				0.037	0.042	0.045	0.054	0.066		
	13~14C				0.043	0.048	0.053	0.063	0.077		
	15~16C				0.048	0.053	0.058	0.069	-		
	17~18C				0.054	0.060	0.066	0.078	-		
	19~20C				0.059	0.065	0.072	0.085	-		
	21~22C				0.063	0.070	0.077	0.091	-		
	23~24C				0.068	0.076	0.083	-	-		
	25~27C				0.072	0.080	0.088	-	-		
	28~30C				0.075	0.083	0.091	-	-		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-11

制御用ケーブル

(EM-GEE、EM-GEE-S、CVV、CVV-S)

細目	摘要	単位	材 料		電 工	その他	備考				
			制御用ケーブル [m]	雑材料							
制御用ケーブル	2C	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	1.25mm <sup>2</sup>	2mm <sup>2</sup>	3.5mm <sup>2</sup>	5.5mm <sup>2</sup>	8mm <sup>2</sup>	1式	
	3C				0.015	0.017	0.018	0.021	0.026		
	4C				0.017	0.019	0.021	0.024	0.030		
	5~6C				0.019	0.022	0.023	0.028	0.034		
	7~8C				0.025	0.028	0.030	0.037	0.044		
	9~10C				0.030	0.034	0.037	0.044	0.054		
	11~12C				0.037	0.042	0.045	0.054	0.066		
	13~14C				0.043	0.048	0.053	0.063	0.077		
	15~16C				0.048	0.053	0.058	0.069	-		
	17~18C				0.054	0.060	0.066	0.078	-		
	19~20C				0.059	0.065	0.072	0.085	-		
	21~22C				0.063	0.070	0.077	0.091	-		
	23~24C				0.068	0.076	0.083	-	-		
	25~27C				0.072	0.080	0.088	-	-		
	28~30C				0.075	0.083	0.091	-	-		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

表 E1-1-12

屋内通信線  
(EM-TIEF)

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			屋内通信線 2φより平形 [m]				
屋内通信線	0.5 mm-2C	m	1.15	1式 (材料価格×0.03)	0.010	1式	
	0.65 mm-2C				0.012		
	0.8 mm-2C				0.012		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-13

ボタン電話ケーブル  
(EM-EBT、EM-BTIEE)

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			ボタン電話 ケーブル [m]				
ボタン 電話ケーブル	0.4 mm-2P	m	1.15	1式 (材料価格×0.03)	0.014	1式	
	0.5 mm-1P				0.013		
	0.5 mm-2P				0.014		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-12

屋内通信線  
(EM-TIEF、TIEF)

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			屋内通信線 2φより平形 [m]				
屋内通信線	0.5 mm-2C	m	1.15	1式 (材料価格×0.03)	0.010	1式	
	0.65 mm-2C				0.012		
	0.8 mm-2C				0.012		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-13

ボタン電話ケーブル  
(EM-EBT、EM-BTIEE、EBT、BTIEE)

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			ボタン電話 ケーブル [m]				
ボタン 電話ケーブル	0.4 mm-2P	m	1.15	1式 (材料価格×0.03)	0.014	1式	

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

表 E1-1-14

耐熱ケーブル・警報用ケーブル  
(EM-HP、NH-HP、EM-AE)

細目	摘要	単位	材料		電工	その他	備考
			耐熱ケーブル・警報用ケーブル [m]	雑材料			
					0.65mm 0.9mm 1.2mm		
	2 C				0.013 0.014 0.015		
	3 C				0.014 0.016 0.017		
	4 C				0.014 0.017 0.018		
	5 C				0.015 0.018 0.019		
	6 C				0.015 0.019 0.020		
	7 C				0.016 0.020 0.022		
	5 P				0.017 0.022 0.027		
	10 P				0.020 0.025 0.031		
	15 P				0.022 0.028 0.034		
	20 P				0.024 0.031 0.039		
	25 P				0.027 0.035 0.043		
	30 P				0.029 0.037 0.046		
	50 P				0.039 0.050 0.062		
	100 P				0.064 0.083 0.103		
	150 P				0.083 0.108 0.133		
	200 P				0.095 0.123 0.151		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-14

耐熱ケーブル・警報用ケーブル  
(EM-HP、NH-HP、~~HP~~、EM-AE、~~AE~~)

細目	摘要	単位	材料		電工	その他	備考
			耐熱ケーブル・警報用ケーブル [m]	雑材料			
					0.65mm 0.9mm 1.2mm		
	2 C				0.013 0.014 0.015		
	3 C				0.014 0.016 0.017		
	4 C				0.014 0.017 0.018		
	5 C				0.015 0.018 0.019		
	6 C				0.015 0.019 0.020		
	7 C				0.016 0.020 0.022		
	5 P				0.017 0.022 0.027		
	10 P				0.020 0.025 0.031		
	15 P				0.022 0.028 0.034		
	20 P				0.024 0.031 0.039		
	25 P				0.027 0.035 0.043		
	30 P				0.029 0.037 0.046		
	50 P				0.039 0.050 0.062		
	100 P				0.064 0.083 0.103		
	150 P				0.083 0.108 0.133		
	200 P				0.095 0.123 0.151		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

表 E1-1-15

構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル  
(EM-TKEE、EM-FCPEE、EM-FCPEE-S)

細目	摘要	単位	材 料		電 工	その他	備考	
			構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル [m]	雑材料				
構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル	5 P	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.5mm (0.65mm)	0.9mm	1.2mm	1式
	10 P				0.017	0.022	0.027	
	15 P				0.020	0.025	0.031	
	20 P				0.022	0.028	0.034	
	25 P				0.024	0.031	0.039	
	30 P				0.027	0.035	0.043	
	50 P				0.029	0.037	0.046	
	100 P				0.039	0.050	0.062	
	150 P				0.064	0.083	0.103	
	200 P				0.083	0.108	0.133	
					0.095	0.123	0.151	

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-15

構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル  
(EM-TKEE、EM-FCPEE、EM-FCPEE-S、~~TKEE、CGP-P、FCPEV、FCPEV-S~~)

細目	摘要	単位	材 料		電 工	その他	備考	
			構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル [m]	雑材料				
構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル	5 P	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.5mm (0.65mm)	0.9mm	1.2mm	1式
	10 P				0.017	0.022	0.027	
	15 P				0.020	0.025	0.031	
	20 P				0.022	0.028	0.034	
	25 P				0.024	0.031	0.039	
	30 P				0.027	0.035	0.043	
	50 P				0.029	0.037	0.046	
	100 P				0.039	0.050	0.062	
	150 P				0.064	0.083	0.103	
	200 P				0.083	0.108	0.133	
					0.095	0.123	0.151	

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

表 E1-1-16

LAN用ケーブル  
(EM-UTP)

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			LAN用ケーブル [m]				
LAN用ケーブル	4P	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.018	1式	
	24P				0.030		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PP管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. JIS X 5150-1「汎用情報配線設備-第1部：一般要件」の伝送測定試験を含む。  
 7. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-17

同軸ケーブル  
(EM-nC-2E、EM-S-nC-FB)

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			同軸ケーブル [m]				
同軸ケーブル	3C	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.017	1式	
	5C				0.020		
	7C				0.027		
	10C				0.034		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PP管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-16

LAN用ケーブル  
(EM-UTP、~~UTP~~)

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			LAN用ケーブル [m]				
LAN用ケーブル	4P	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.018	1式	
	24P				0.030		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PP管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. JIS X 5150「機内情報配線システム」の伝送測定試験を含む。  
 7. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-17

同軸ケーブル  
(EM-nC-2E、EM-S-nC-FB、~~nC-2V、S-nC-FB~~)

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			同軸ケーブル [m]				
同軸ケーブル	3C	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.017	1式	
	5C				0.020		
	7C				0.027		
	10C				0.034		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PP管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。



建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

表 E1-1-18

マイクロホン用コード  
(EM-MOOS、EM-MEES)

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			マイクロホン用 コード [m]				
マイクロホン用 コード	0.5mm <sup>2</sup> -1C	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.013	1式	
	0.5mm <sup>2</sup> -2C				0.015		
	0.5mm <sup>2</sup> -3C				0.016		
	0.75mm <sup>2</sup> -2C				0.016		
	0.75mm <sup>2</sup> -3C				0.017		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-19

光ファイバケーブル  
(EM-OP-0Mn、EM-OP-0Sn、HP-OP)

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			光ファイバケーブル [m]				
光ファイバケーブル	8C以下	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.025	1式	
	16C以下				0.033		
	300C以下				0.044		
	640C以下				0.044		
					0.060		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
4. テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。  
5. 直線・成端接続及び接続後の伝送損失測定は別途計上する。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-18

マイクロホン用コード  
(EM-MOOS、EM-MEES、~~MVVS~~)

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			マイクロホン用 コード [m]				
マイクロホン用 コード	0.5mm <sup>2</sup> -1C	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.013	1式	
	0.5mm <sup>2</sup> -2C				0.015		
	0.5mm <sup>2</sup> -3C				0.016		
	0.75mm <sup>2</sup> -2C				0.016		
	0.75mm <sup>2</sup> -3C				0.017		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
4. コンクリート部分にサドル止め (カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-19

光ファイバケーブル  
(~~MM、SM~~)

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			光ファイバケーブル [m]				
光ファイバケーブル	8C以下	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.025	1式	
	16C以下				0.033		
	300C以下				0.044		
	640C以下				0.044		
					0.060		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
4. テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。  
5. 直線・成端接続及び接続後の伝送損失測定は別途計上する。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
 第1節 共通工事 2 配線工事 2-3 市場単価 (2) 細目工種

改定後

改定前

2-3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 600V絶縁電線 (EM-IE) 及び600V絶縁ケーブル (EM-EEF) に適用する。
- ロ. 600V絶縁電線は、ラック、ピット、トラフ及びダクトにも用いる。
- ハ. ボックス内の分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

(2) 細目工種

表 E1-1-26

細目	摘要	単位	備考
600V絶縁電線	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) 管内配線 (1.6mm~100mm <sup>2</sup> )	m	
600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) ころがし配線 (1.6mm-2C~2.0mm-2C及び1.6mm-3C~2.0mm-3C)	m	

2-3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 600V絶縁電線 (EM-IE及~~IV~~) 及び600V絶縁ケーブル (EM-EEF及~~VVF~~) に適用する。
- ロ. 600V絶縁電線は、ラック、ピット、トラフ及びダクトにも用いる。
- ハ. ボックス内の分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

(2) 細目工種

表 E1-1-26

細目	摘要	単位	備考
600V絶縁電線	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) 管内配線 (1.6mm~100mm <sup>2</sup> )	m	
<del>600V絶縁電線</del>	<del>600Vビニル絶縁電線 (IV) 管内配線 (1.6mm~100mm<sup>2</sup>)</del>	<del>m</del>	
600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) ころがし配線 (1.6mm-2C~2.0mm-2C及び1.6mm-3C~2.0mm-3C)	m	
<del>600V絶縁ケーブル</del>	<del>600Vビニル絶縁ポリエチレンシースケーブル平形 (VVF) ころがし配線 (1.6mm-2C~2.0mm-2C及び1.6mm-3C~2.0mm-3C)</del>	<del>m</del>	

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第2節 電力設備工事 1 電灯設備 1-2 標準歩掛り (2) 細目工種

改定後

改定前

表 E1-2-8

LED照明器具 (イ)								
細目	摘要	単位	材料	雑材料	電工	その他	備考	
			L照明器具 [個]					
LED照明器具 (ダウンライト 埋込形)	LRS1・LRS11・LRS12・ LRS13・LRS14・LRS16・LRS17 (天井切込み寸法100~150φ)	個	1	1式 (材料価格 ×0.05)	0.209		1式	
	LRS1 (天井切込み寸法200φ)		1					0.240
	LRS1 (天井切込み寸法250φ)		1					0.282
LED照明器具 (高天井ダウンライ ト露出形)	LSR1・LSR2 ※170001m、200001m	個	1		0.348			
	LSR1・LSR2 ※340001m、400001m		1	0.417				
LED照明器具 (高天井ダウンライ ト埋込形)	LRS2 (天井切込み寸法400φ) ※120001m、160001m	個	1	0.357				

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。  
 2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)による。また、( )は標準的な器具寸法又は天井切込み寸法等(mm)を示し、※の定格光束は代表値を示す。  
 3. LED制御装置の取付けを含む。  
 4. インサート、つりボルト等の取付けを含む。  
 5. 埋込器具の補強材等の取付けは含まない。  
 6. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。  
 7. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。  
 8. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-9

LED照明器具 (ウ)							
細目	摘要	単位	材料	雑材料	電工	その他	備考
			L照明器具 [個]				
LED照明器具 (投光器)	LPJ1 ※180001m	個	1	1式 (材料価格 ×0.05)	1.43	一式	
	LPJ1 ※500001m		1		1.74		

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。  
 2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)による。また、※の定格光束は代表値を示す。  
 3. LED制御装置の取付けを含む。  
 4. 別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。  
 5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-8

LED照明器具 (イ)								
細目	摘要	単位	材料	雑材料	電工	その他	備考	
			L照明器具 [個]					
LED照明器具 (ダウンライト 埋込形)	LRS1・LRS11・LRS12・ LRS13・LRS14・LRS16・LRS17 (天井切込み寸法100~150φ)	個	1	1式 (材料価格 ×0.05)	0.209		1式	
	LRS1 (天井切込み寸法200φ)		1					0.240
	LRS1 (天井切込み寸法250φ)		1					0.282
LED照明器具 (高天井ダウンライ ト露出形)	LSR1・LSR2 ※170001m、200001m	個	1		0.348			
	LSR1・LSR2 ※340001m、400001m		1	0.417				
LED照明器具 (高天井ダウンライ ト埋込形)	LRS2 (天井切込み寸法400φ) ※120001m、160001m	個	1	0.357				

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。  
 2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)による。また、( )は標準的な器具寸法又は天井切込み寸法等(mm)を示し、※の定格光束は代表値を示す。  
 3. LED制御装置の取付けを含む。  
 4. インサート、つりボルト等の取付けを含む。  
 5. 埋込器具の補強材等の取付けは含まない。  
 6. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。  
 7. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。  
 8. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-9

LED照明器具 (ウ)							
細目	摘要	単位	材料	雑材料	電工	その他	備考
			L照明器具 [個]				
LED照明器具 (投光器)	LPJ1 ※180001m	個	1	1式 (材料価格 ×0.05)	1.43	一式	
	LPJ1 ※500001m		1		1.74		

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。  
 2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)による。また、※の定格光束は代表値を示す。  
 3. LED制御装置の取付けを含む。  
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

6 架空線路

6-1 一般事項

- (1) 表E1-2-29～表E1-2-35の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

6-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
構内の架空線路に用いる建柱、架線及び高压機器に適用する。

(2) 細目工種

表 E1-2-29

建柱(ア) (建柱車利用)								
細目	摘要	単位	材料	雑材料	電工	普通作業員	その他	備考
			コンクリート柱					
			[本]		[人]	[人]		
コンクリート柱	8m	本	1	1式 (材料価格×0.02)	0.348	0.130	1式	
	9m		1		0.348	0.130		
	10m		1		0.435	0.157		
	11m		1		0.435	0.157		
	12m		1		0.435	0.157		
	13m		1		0.521	0.174		
	14m		1		0.521	0.174		
	15m		1		0.521	0.174		

- (注) 1. 建柱車の使用については、現地の状況を十分検討の上、その適否を決定する。
- 2. 建柱車の損料は、請負工事機械経費積算要領に定める「建設機械等損料算定表」により別途計上する。
- 3. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

6 架空線路

6-1 一般事項

- (1) 表E1-2-29～表E1-2-35の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

6-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
構内の架空線路に用いる建柱、架線及び高压機器に適用する。

(2) 細目工種

表 E1-2-29

建柱(ア) (建柱車利用)									
細目	摘要	単位	材料		雑材料	電工	普通作業員	その他	備考
			コンクリート柱	木柱					
			[本]	[本]		[人]	[人]		
コンクリート柱	8m	本	1		1式 (材料価格×0.02)	0.348	0.130	1式	
	9m		1			0.348	0.130		
	10m		1			0.435	0.157		
	11m		1			0.435	0.157		
	12m		1			0.435	0.157		
	13m		1			0.521	0.174		
	14m		1			0.521	0.174		
	15m		1			0.521	0.174		
<del>木柱</del>	<del>6m</del>	<del>本</del>		<del>1</del>		<del>0.270</del>	<del>0.099</del>		
	<del>7m</del>			<del>1</del>		<del>0.270</del>	<del>0.099</del>		
	<del>8m</del>			<del>1</del>		<del>0.313</del>	<del>0.117</del>		
	<del>9m</del>			<del>1</del>		<del>0.313</del>	<del>0.117</del>		
	<del>10m</del>			<del>1</del>		<del>0.391</del>	<del>0.141</del>		

- (注) 1. 建柱車の使用については、現地の状況を十分検討の上、その適否を決定する。
- 2. 建柱車の損料は、請負工事機械経費積算要領に定める「建設機械等算定表」により別途計上する。
- 3. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

表 E1-2-30

建柱(イ)(人力)

細目	摘要	単位	材 料			電 工	普 通 作 業 員	そ の 他	備 考
			コンクリート柱	雑材料					
			[本]		[人]	[人]			
コンクリート柱	8m	本	1	1式 (材料価格×0.02)	1.74	0.957	1式		
	9m		1		2.17	1.04			
	10m		1		2.61	1.04			
	11m		1		3.04	1.22			
	12m		1		3.48	1.74			
	13m		1		3.91	1.91			
	14m		1		4.35	2.09			
	15m		1		4.78	2.43			

(注) 1. 鋼板組立柱の場合は、コンクリート柱の電工及び普通作業員の歩掛りを0.5倍して用いる。  
2. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E1-2-31

腕金

細目	摘要	単位	材 料			雑材料	電 工	そ の 他	備 考
			腕金	アームタイ	がいし				
			[本]	[本]	[個]		[人]		
腕金	900mm	本	1	1	2	1式 (材料価格×0.02)	0.130	1式	
	1200mm		1	1	2~3		0.174		
	1500mm		1	1	3		0.209		
	1800mm		1	1	3		0.270		
	2700mm		1	1	6		0.461		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-30

建柱(イ)(人力)

細目	摘要	単位	材 料		雑材料	電 工	普 通 作 業 員	そ の 他	備 考				
			コンクリート柱	木柱									
			[本]	[本]		[人]	[人]						
コンクリート柱	8m	本	1		1式 (材料価格×0.02)	1.74	0.957	1式					
	9m		1			2.17	1.04						
	10m		1			2.61	1.04						
	11m		1			3.04	1.22						
	12m		1			3.48	1.74						
	13m		1			3.91	1.91						
	14m		1			4.35	2.09						
	15m		1			4.78	2.43						
	<del>6m</del>									<del>0.461</del>	<del>0.252</del>		
	<del>7m</del>									<del>0.565</del>	<del>0.296</del>		
<del>8m</del>					<del>0.696</del>	<del>0.339</del>							
<del>9m</del>					<del>0.809</del>	<del>0.426</del>							
<del>10m</del>					<del>1.05</del>	<del>0.529</del>							

(注) 1. パンザーマストの場合は、コンクリート柱の電工及び普通作業員の歩掛りを0.5倍して用いる。  
2. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E1-2-31

腕金

細目	摘要	単位	材 料			雑材料	電 工	そ の 他	備 考
			腕金	アームタイ	がいし				
			[本]	[本]	[個]		[人]		
腕金	900mm	本	1	1	2	1式 (材料価格×0.02)	0.130	1式	
	1200mm		1	1	2~3		0.174		
	1500mm		1	1	3		0.209		
	1800mm		1	1	3		0.270		
	2700mm		1	1	6		0.461		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

表 E1-2-34  
引込用電線  
(DV)

細目	摘要	単位	材 料		電 工 [人]	普通作業員 [人]			その他	備考	
			引込用 電線 [1径間]	雑材料		普通作業員					
						2F	2R	3R			
引込用電線	2.0 mm <sup>2</sup>	1 径間	1式 (設計 数量× 1.05)	1式 (材 料価 格× 0.03)	0.122	—	—	0.070	—	—	1式
	2.6 mm <sup>2</sup>				0.148	—	—	0.087	—	—	
	3.2 mm <sup>2</sup>				0.183	—	—	0.104	—	—	
	8 mm <sup>2</sup>				—	0.183	0.235	—	0.104	0.130	
	14 mm <sup>2</sup>				—	0.252	0.330	—	0.139	0.183	
	22 mm <sup>2</sup>				—	0.339	0.435	—	0.191	0.243	
	38 mm <sup>2</sup>				—	0.478	0.626	—	0.270	0.357	
	60 mm <sup>2</sup>				—	0.643	0.835	—	0.365	0.470	

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E1-2-34  
引込用電線  
(DV)

細目	摘要	単位	材 料		電 工 [人]	普通作業員 [人]			その他	備考	
			引込用 電線 [1径間]	雑材料		普通作業員					
						2F	2R	3R			
引込用電線	2.0 mm <sup>2</sup>	1 径間	1式 (設計 数量× 1.05)	1式 (材 料価 格× 0.03)	0.122	—	—	0.070	—	—	1式
	2.6 mm <sup>2</sup>				0.148	—	—	0.087	—	—	
	3.2 mm <sup>2</sup>				0.183	—	—	0.104	—	—	
	8 mm <sup>2</sup>				—	0.183	0.235	—	0.104	0.130	
	14 mm <sup>2</sup>				—	0.252	0.330	—	0.139	0.183	
	22 mm <sup>2</sup>				—	0.339	0.435	—	0.191	0.243	
	38 mm <sup>2</sup>				—	0.478	0.626	—	0.270	0.357	
	60 mm <sup>2</sup>				—	0.643	0.835	—	0.365	0.470	

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E1-2-35  
保安開閉器 (柱上取付け)

細目	摘要	単位	材 料		電 工 [人]	普通 作業員 [人]	その他	備考
			保安開閉器 (柱上取付け) [台]	雑材料 [個]				
高圧 負荷開閉器	3P 100A	台	1	—	0.966	0.483	1式	
	3P 200A		1	—	1.15	0.576		
	3P 300A		1	—	1.28	0.644		
	3P 400A		1	—	1.32	0.661		
高圧 負荷開閉器 (地絡継電器付)	3P 100A	台	1	—	1.11	0.555	1式	
	3P 200A		1	—	1.32	0.662		
	3P 300A		1	—	1.48	0.740		
	3P 400A		1	—	1.52	0.760		
高圧 カットアウト	50A	個	—	1	0.22	—	1式	
	100A		—	1	0.24	—		
避雷器		個	—	—	0.22	—		

(注) 1. 高圧負荷開閉器等を取付ける場合は、高所作業車の損料を別途計上する。  
 なお、高所作業車の損料は、請負工事機械経費積算要領に定める「建設機械等損料算定表」により計上する。  
 2. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E1-2-35  
保安開閉器 (柱上取付け)

細目	摘要	単位	材 料		電 工 [人]	普通 作業員 [人]	その他	備考
			保安開閉器 (柱上取付け) [台]	雑材料 [個]				
高圧 負荷開閉器	3P 100A	台	1	—	0.966	0.483	1式	
	3P 200A		1	—	1.15	0.576		
	3P 300A		1	—	1.28	0.644		
	3P 400A		1	—	1.32	0.661		
高圧 負荷開閉器 (地絡継電器付)	3P 100A	台	1	—	1.11	0.555	1式	
	3P 200A		1	—	1.32	0.662		
	3P 300A		1	—	1.48	0.740		
	3P 400A		1	—	1.52	0.760		
高圧 カットアウト	50A	個	—	1	0.22	—	1式	
	100A		—	1	0.24	—		
避雷器		個	—	—	0.22	—		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

(2) 細目工程

表 E1-2-36

地中管路(ア)

細目	摘要	単位	材 料				雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			防水 铸铁管 [本]	管 路口 防水 装置 [個]	異 物 継 手 [個]	配 管 用 炭 素 鋼 管 [m]				
防水铸铁管	WI - 75	か所	1	1	1			0.261	1 式	
	WI - 100		1	1	1		0.348			
	WI - 130		1	1	1		0.348			
	WI - 150		1	1	1		0.443			
	WI - 200		1	1	1		0.443			
	WI - 250		1	1	1		0.530			
	WI - 300		1	1	1		0.530			
配管用炭素鋼管 (SGP)	呼径 25A	m				1.05		0.070	1 式 (管 価 格 × 0.15)	1 式
	呼径 32A						0.087			
	呼径 40A						0.096			
	呼径 50A						0.113			
	呼径 65A						0.139			
	呼径 80A						0.183			
	呼径100A						0.243			
	呼径125A						0.287			
	呼径150A						0.348			

- (注) 1. 管の敷設及び接続を含む。  
2. 掘削及び埋戻しは含まない。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

(2) 細目工程

表 E1-2-36

地中管路(ア)

細目	摘要	単位	材 料				雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			コン クリ ート トラ フ [本]	防水 铸铁管 [本]	管 路口 防水 装置 [個]	異 物 継 手 [個]				
コンクリート トラフ	幅120mm	m	2					0.128	1 式	
	幅150mm		2				0.157			
	幅200mm		2				0.183			
	幅250mm		2				0.209			
	幅300mm		2				0.226			
	幅350mm		2				0.243			
	幅400mm		2				0.249			
防水铸铁管	WI - 75	か所		1	1	1		0.261	1 式 (材 料 価 格 × 0.02)	1 式
	WI - 100			1	1	1	0.348			
	WI - 130			1	1	1	0.348			
	WI - 150			1	1	1	0.443			
	WI - 200			1	1	1	0.443			
	WI - 250			1	1	1	0.530			
	WI - 300			1	1	1	0.530			
配管用炭素鋼管 (SGP)・ ポリエチレン被覆 鋼管 (PLP)	呼径 25A	m					1.05	0.070	1 式 (管 価 格 × 0.15)	1 式
	呼径 32A						0.087			
	呼径 40A						0.096			
	呼径 50A						0.113			
	呼径 65A						0.139			
	呼径 80A						0.183			
	呼径100A						0.243			
	呼径125A						0.287			
	呼径150A						0.348			

- (注) 1. 管の敷設及び接続を含む。  
2. コンクリートトラフは、砂の充填を含む。  
3. 掘削及び埋戻しは含まない。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改定後

改定前

3 誘導支援設備

3-1 一般事項

- (1) 表E1-3-8の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

3-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. インターホンに適用する。
  - ロ. 労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。

(2) 細目工種

表 E1-3-8

インターホン

細目	摘要	単位	材 料			雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			テレビインターホン親機 [台]	インターホン親機 [台]	インターホン子機 [台]				
テレビインターホン親機	1局用	台	1			0.150			
インターホン親機	2局用	台		1		1式 (材料価格×0.02)	0.195	1式	
	3局用			1		0.292			
	5局用			1		0.496			
	6局用			1		0.593			
	10局用			1		1.00			
	12局用			1		1.10			
	20局用			1		1.50			
	24局用			1		1.70			
	30局用			1		2.00			
	インターホン子機			台		1			0.115

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

3 誘導支援設備

3-1 一般事項

- (1) 表E1-3-8の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

3-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. インターホンに適用する。
  - ロ. 労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。

(2) 細目工種

表 E1-3-8

インターホン

細目	摘要	単位	材 料		雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			インターホン親機 [台]	インターホン子機 [台]				
インターホン親機	2局用	台	1		1式 (材料価格×0.02)	0.195	1式	
	3局用		1			0.292		
	5局用		1			0.496		
	6局用		1			0.593		
	10局用		1			1.00		
	12局用		1			1.10		
	20局用		1			1.50		
	24局用		1			1.70		
	30局用		1			2.00		
	インターホン子機			台				1

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。



建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 改修工事  
第1節 撤去 2 標準歩掛り (2) 細目工種

改定後

改定前

表 E2-1-17

撤去(木柱(ア))(建柱車利用)

細目	摘要	単位	電工 [人]	普通作業員 [人]	その他	備考
木柱	6m	本	0.0810	0.0297	1式	
	7m		0.0810	0.0297		
	8m		0.0939	0.0351		
	9m		0.0939	0.0351		
	10m		0.117	0.0423		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工及び普通作業員の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 2. 建柱車の使用については、現地の状況を十分検討の上、その適否を決定する。  
 3. 建柱車の損料は、請負工事機械経費積算要領に定める「建設機械等損料算定表」により別途計上する。  
 4. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E2-1-18

撤去(木柱(イ))(人力)

細目	摘要	単位	電工 [人]	普通作業員 [人]	その他	備考
木柱	6m	本	0.138	0.0756	1式	
	7m		0.170	0.0888		
	8m		0.209	0.102		
	9m		0.243	0.128		
	10m		0.315	0.162		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工及び普通作業員の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 2. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 改修工事  
 第1節 撤去 2 標準歩掛り (2) 細目工種

改定後

改定前

表 E2-1-20

撤去 (地中管路)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
コンクリートトラフ	幅120mm	m	0.0384		
	幅150mm		0.0471		
	幅200mm		0.0549		
	幅250mm		0.0627		
	幅300mm		0.0678		
	幅400mm		0.0729		
ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)	呼径 25A	m	0.0210	1式	
	呼径 32A		0.0261		
	呼径 40A		0.0288		
	呼径 50A		0.0339		
	呼径 65A		0.0417		
	呼径 80A		0.0549		
	呼径100A		0.0729		
	呼径125A		0.0861		
	呼径150A		0.104		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 2. 掘削及び埋戻しは含まない。  
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第1節 共通工事  
1 配管工事 1-2 標準歩掛り

改定後

改定前

表M1-1-37

一般配管用ステンレス鋼管  
(給水・給湯) 拡管式接合

摘要		単位	材 料				配管工 [人]	はつり補修	その他
施 工 箇 所	呼び径		管 [m]	継 手	接合材等	支持金物			
屋内一般配管	13	m	1.10	1式 (管単価× 1.60)	-	1式 (管単価× 0.10)	0.052	1式 (労務費× 0.08)	1式
	20						0.071		
	25						0.090		
	30						0.106		
	40						0.132		
	50						0.149		
60	0.185								
機械室・便所配管	13	m	1.10	1式 (管単価× 4.27)	-	1式 (管単価× 0.10)	0.062	1式 (労務費× 0.08)	1式
	20						0.085		
	25						0.108		
	30						0.127		
	40						0.158		
	50						0.179		
60	0.222								
屋 外 配 管 (架空・暗渠内・共同溝内)	13	m	1.05	1式 (管単価× 1.35)	-	1式 (管単価× 0.10)	0.047	-	1式
	20						0.064		
	25						0.081		
	30						0.095		
	40						0.119		
	50						0.134		
60	0.167								
地 中 配 管	13	m	1.05	1式 (管単価× 1.00)	-	-	0.036	-	1式
	20						0.050		
	25						0.063		
	30						0.074		
	40						0.092		
	50						0.104		
60	0.130								

(注) 1. 「その他」の率対象は、配管工及びはつり補修とする。

表M1-1-37

一般配管用ステンレス鋼管  
(給水・給湯) 拡管式接合

摘要		単位	材 料				配管工 [人]	はつり補修	その他
施 工 箇 所	呼び径		管 [m]	継 手	接合材等	支持金物			
屋内一般配管	13	m	1.10	1式 (管単価× 1.60)	-	1式 (管単価× 0.10)	0.052	1式 (労務費× 0.08)	1式
	20						0.071		
	25						0.090		
	30						0.106		
	40						0.132		
	50						0.149		
60	0.185								
機械室・便所配管	13	m	1.10	1式 (管単価× 2.65)	-	1式 (管単価× 0.10)	0.062	1式 (労務費× 0.08)	1式
	20						0.085		
	25						0.108		
	30						0.127		
	40						0.158		
	50						0.179		
60	0.222								
屋 外 配 管 (架空・暗渠内・共同溝内)	13	m	1.05	1式 (管単価× 1.35)	-	1式 (管単価× 0.10)	0.047	-	1式
	20						0.064		
	25						0.081		
	30						0.095		
	40						0.119		
	50						0.134		
60	0.167								
地 中 配 管	13	m	1.05	1式 (管単価× 1.00)	-	-	0.036	-	1式
	20						0.050		
	25						0.063		
	30						0.074		
	40						0.092		
	50						0.104		
60	0.130								

(注) 1. 「その他」の率対象は、配管工及びはつり補修とする。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第1節 共通工事  
8 コンクリート工事・その他 8-2 標準歩掛り

改定後

改定前

表M1-1-73

その他					
細目	摘要	単位	名称	所要量	備考
土工機械運 転	バックホウ 0.13 m <sup>3</sup> (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機械損料 [供用日]	1.78	バックホウの標準バ ケット容量は山積容 量を示す。
			燃料(軽油) [L]	22.4	
			運転手(特殊) [人]	1.00	
			その他	1式	
	バックホウ 0.28 m <sup>3</sup> (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機械損料 [供用日]	1.64	
			燃料(軽油) [L]	37.0	
			運転手(特殊) [人]	1.00	
			その他	1式	
	バックホウ 0.45 m <sup>3</sup> (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機械損料 [供用日]	1.64	
			燃料(軽油) [L]	53.9	
			運転手(特殊) [人]	1.00	
			その他	1式	
タンバ 60 ~ 80 kg	日	機械損料 [供用日]	1.33		
		燃料(カソリン) [L]	5.0		
		特殊作業員 [人]	1.00		
		その他	1式		
揚重機	揚重機 (4.8 ~ 4.9 t)	日	揚重機賃料 [日]	1	揚重機はトラック レーン又はラフテ レーンクレーンとす る。
足掛け	足掛け 22 φ 鋼製	個	足掛け [個]	1	
			鉄筋工 [人]	0.07	
			その他	1式	
運搬機械運 転	トラック 普通用 2 t 積	日	運転手(一般) [人]	1.00	
			燃料(軽油) [L]	18.5	
			機械損料 [供用日]	1.13	
			その他	1式	

- (注) 1. 土工機械運転の「その他」の率は、表3-1-1建築工事の「土工」による。  
2. 足掛けの「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「樹」による。  
3. 運搬機械運転の「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「機器搬入」による。  
4. 土工機械運転(バックホウ)の「その他」の率対象は、燃料及び運転手とする。  
5. 土工機械運転(タンバ)の「その他」の率対象は、燃料及び特殊作業員とする。  
6. 足掛けの「その他」の率対象は、鉄筋工とする。  
7. 運搬機械運転の「その他」の率対象は、運転手及び燃料とする。

表M1-1-73

その他					
細目	摘要	単位	名称	所要量	備考
土工機械運 転	バックホウ 0.13 m <sup>3</sup> (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機械損料 [供用日]	1.78	バックホウの標準バ ケット容量は山積容 量を示す。
			燃料(軽油) [L]	23.6	
			運転手(特殊) [人]	1.00	
			その他	1式	
	バックホウ 0.28 m <sup>3</sup> (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機械損料 [供用日]	1.64	
			燃料(軽油) [L]	39.5	
			運転手(特殊) [人]	1.00	
			その他	1式	
	バックホウ 0.45 m <sup>3</sup> (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機械損料 [供用日]	1.64	
			燃料(軽油) [L]	57.7	
			運転手(特殊) [人]	1.00	
			その他	1式	
タンバ 60 ~ 80 kg	日	機械損料 [供用日]	1.33		
		燃料(カソリン) [L]	5.0		
		特殊作業員 [人]	1.00		
		その他	1式		
揚重機	揚重機 (4.8 ~ 4.9 t)	日	揚重機賃料 [日]	1	揚重機はトラック レーン又はラフテ レーンクレーンとす る。
足掛け	足掛け 22 φ 鋼製	個	足掛け [個]	1	
			鉄筋工 [人]	0.07	
			その他	1式	
運搬機械運 転	トラック 普通用 2 t 積	日	運転手(一般) [人]	1.00	
			燃料(軽油) [L]	19.9	
			機械損料 [供用日]	1.13	
			その他	1式	

- (注) 1. 土工機械運転の「その他」の率は、表3-1-1建築工事の「土工」による。  
2. 足掛けの「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「樹」による。  
3. 運搬機械運転の「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「機器搬入」による。  
4. 土工機械運転(バックホウ)の「その他」の率対象は、燃料及び運転手とする。  
5. 土工機械運転(タンバ)の「その他」の率対象は、燃料及び特殊作業員とする。  
6. 足掛けの「その他」の率対象は、鉄筋工とする。  
7. 運搬機械運転の「その他」の率対象は、運転手及び燃料とする。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第2章 改修工事 第1節 共通工事  
1 配管工事 1-2 標準歩掛り

改定後

改定前

表M2-1-2

配管分岐（鋼管類）							
細目	摘要		複合単価 配管（材工） [m]	市場単価 保温（材工） [m]	配管工 [人]	保温工 [人]	その他
	呼び径	単位					
配管分岐 （鋼管類）	15	か所	1.0	1.5	0.27	0.02	1式
	20				0.30	0.02	
	25				0.32	0.02	
	32				0.36	0.03	
	40				0.41	0.03	
	50				0.48	0.03	
	65				0.72	0.03	
	80				0.85	0.04	
	100				0.99	0.05	
	125				1.16	0.06	
	150				1.52	0.07	
	200				1.69	0.09	
	250				2.08	0.12	
300	2.51	0.15					

- (注) 1. 配管(材工)は標準歩掛りによる複合単価(「はつり補修」を除く)とし、管種及び施工箇所別とする。  
 2. 保温(材工)は施工箇所別とする。なお、必要に応じて塗装工事を加算する。  
 3. 配管工は切断、既設管取外し及び分岐継手接続の労務歩掛りとする。  
 4. 保温工は既設保温材取外しの労務歩掛りとする。  
 5. 保温を要しない場合は、表中の保温(材工)及び保温工を適用しない。  
 6. 「その他」の率対象は、配管工及び保温工とする。

表M2-1-3

配管分岐（樹脂管類）							
細目	摘要		複合単価 配管（材工） [m]	市場単価 保温（材工） [m]	配管工 [人]	保温工 [人]	その他
	呼び径	単位					
配管分岐 （樹脂管類）	16	か所	0.5	1.0	0.09	0.01	1式
	20				0.10	0.01	
	25				0.10	0.02	
	30				0.10	0.02	
	40				0.13	0.02	
	50				0.13	0.02	
	65				0.14	0.02	
	75				0.17	0.02	
	100				0.18	0.03	
	125				0.22	0.04	
	150				0.23	0.04	

- (注) 1. 配管(材工)は標準歩掛りによる複合単価(「はつり補修」を除く)とし、管種及び施工箇所別とする。  
 2. 保温(材工)は施工箇所別とする。なお、必要に応じて塗装工事を加算する。  
 3. 配管工は切断、既設管取外し及び分岐継手接続の労務歩掛りとする。  
 4. 保温工は既設保温材取外しの労務歩掛りとする。  
 5. 保温を要しない場合は、表中の保温(材工)及び保温工を適用しない。  
 6. 「その他」の率対象は、配管工及び保温工とする。

表M2-1-2

配管分岐（鋼管類）							
細目	摘要		複合単価 配管（材工） [m]	市場単価 保温（材工） [m]	配管工 [人]	保温工 [人]	その他
	呼び径	単位					
配管分岐 （鋼管類）	15	か所	1.0	1.5	0.27	0.02	1式
	20				0.30	0.02	
	25				0.32	0.02	
	32				0.36	0.03	
	40				0.41	0.03	
	50				0.48	0.03	
	65				0.72	0.03	
	80				0.85	0.04	
	100				0.99	0.05	
	125				1.16	0.06	
	150				1.52	0.07	
	200				1.69	0.09	
	250				2.08	0.12	
300	2.51	0.15					

- (注) 1. 配管(材工)は標準歩掛りによる複合単価(「はつり補修」を除く)とし、管種及び施工箇所別とする。  
 2. 保温(材工)は施工箇所別とする。なお、必要に応じて塗装工事を加算する。  
 3. 配管工は切断、既設管取外し及び分岐継手接続の労務歩掛りとする。  
 4. 保温工は既設保温材取外しの労務歩掛りとする。  
 5. 保温を要しない場合は、表中の保温(材工)及び保温工を適用しない。  
 6. 「その他」の率対象は、配管工及び保温工とする。

表M2-1-3

配管分岐（樹脂管類）							
細目	摘要		複合単価 配管（材工） [m]	市場単価 保温（材工） [m]	配管工 [人]	保温工 [人]	その他
	呼び径	単位					
配管分岐 （樹脂管類）	15	か所	0.5	1.0	0.09	0.01	1式
	20				0.10	0.01	
	25				0.10	0.02	
	30				0.10	0.02	
	40				0.13	0.02	
	50				0.13	0.02	
	65				0.14	0.02	
	75				0.17	0.02	
	100				0.18	0.03	
	125				0.22	0.04	
	150				0.23	0.04	

- (注) 1. 配管(材工)は標準歩掛りによる複合単価(「はつり補修」を除く)とし、管種及び施工箇所別とする。  
 2. 保温(材工)は施工箇所別とする。なお、必要に応じて塗装工事を加算する。  
 3. 配管工は切断、既設管取外し及び分岐継手接続の労務歩掛りとする。  
 4. 保温工は既設保温材取外しの労務歩掛りとする。  
 5. 保温を要しない場合は、表中の保温(材工)及び保温工を適用しない。  
 6. 「その他」の率対象は、配管工及び保温工とする。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第2章 改修工事 第1節 共通工事  
1 配管工事 1-2 標準歩掛り

改定後

改定前

表M2-1-4

配管切断（鋼管類）						
細目	摘要		市場単価 保温（材工） [m]	配管工 [人]	保温工 [人]	その他
	呼び径	単位				
配管切断 （鋼管類）	15	か所	0.3	0.13	0.01	1式
	20			0.13	0.01	
	25			0.13	0.01	
	32			0.13	0.01	
	40			0.14	0.01	
	50			0.14	0.01	
	65		0.5	0.14	0.01	
	80			0.15	0.01	
	100			0.16	0.02	
	125			0.16	0.02	
	150			0.17	0.02	
	200			0.19	0.03	
	250			0.20	0.04	
	300			0.22	0.05	

- (注) 1. 保温(材工)は施工箇所別とする。なお、必要に応じて塗装工事を加算する。  
2. 保温工は既設保温材取外しの労務歩掛りとする。  
3. 保温を要しない場合は、表中の保温(材工)及び保温工を適用しない。  
4. 「その他」の率対象は、配管工及び保温工とする。

表M2-1-5

配管切断（樹脂管類）						
細目	摘要		市場単価 保温（材工） [m]	配管工 [人]	保温工 [人]	その他
	呼び径	単位				
配管切断 （樹脂管類）	16	か所	0.3	0.09	0.01	1式
	20			0.10	0.01	
	25			0.10	0.01	
	30			0.10	0.01	
	40			0.13	0.01	
	50			0.13	0.01	
	65		0.5	0.14	0.01	
	75			0.17	0.01	
	100			0.18	0.02	
	125			0.22	0.02	
	150			0.23	0.02	

- (注) 1. 保温(材工)は施工箇所別とする。なお、必要に応じて塗装工事を加算する。  
2. 保温工は既設保温材取外しの労務歩掛りとする。  
3. 保温を要しない場合は、表中の保温(材工)及び保温工を適用しない。  
4. 「その他」の率対象は、配管工及び保温工とする。

表M2-1-4

配管切断（鋼管類）						
細目	摘要		市場単価 保温（材工） [m]	配管工 [人]	保温工 [人]	その他
	呼び径	単位				
配管切断 （鋼管類）	15	か所	0.3	0.13	0.01	1式
	20			0.13	0.01	
	25			0.13	0.01	
	32			0.13	0.01	
	40			0.14	0.01	
	50			0.14	0.01	
	65		0.5	0.14	0.01	
	80			0.15	0.01	
	100			0.16	0.02	
	125			0.16	0.02	
	150			0.17	0.02	
	200			0.19	0.03	
	250			0.20	0.04	
	300			0.22	0.05	

- (注) 1. 保温(材工)は施工箇所別とする。なお、必要に応じて塗装工事を加算する。  
2. 保温工は既設保温材取外しの労務歩掛りとする。  
3. 保温を要しない場合は、表中の保温(材工)及び保温工を適用しない。  
4. 「その他」の率対象は、配管工及び保温工とする。

表M2-1-5

配管切断（樹脂管類）						
細目	摘要		市場単価 保温（材工） [m]	配管工 [人]	保温工 [人]	その他
	呼び径	単位				
配管切断 （樹脂管類）	15	か所	0.3	0.09	0.01	1式
	20			0.10	0.01	
	25			0.10	0.01	
	30			0.10	0.01	
	40			0.13	0.01	
	50			0.13	0.01	
	65		0.5	0.14	0.01	
	75			0.17	0.01	
	100			0.18	0.02	
	125			0.22	0.02	
	150			0.23	0.02	

- (注) 1. 保温(材工)は施工箇所別とする。なお、必要に応じて塗装工事を加算する。  
2. 保温工は既設保温材取外しの労務歩掛りとする。  
3. 保温を要しない場合は、表中の保温(材工)及び保温工を適用しない。  
4. 「その他」の率対象は、配管工及び保温工とする。